

第1章 施設の設置に関する計画等

1.1 施設の設置者の氏名及び住所

氏名：横浜市

代表者：横浜市長 山中 竹春

住所：横浜市中区本町6丁目50番地の10

1.2 施設の設置場所

位置：横浜市保土ヶ谷区狩場町295番地の2（図 1.2-1参照）

面積：61,140m²

1.3 設置する施設の種類の種類

廃棄物処理施設（焼却施設）

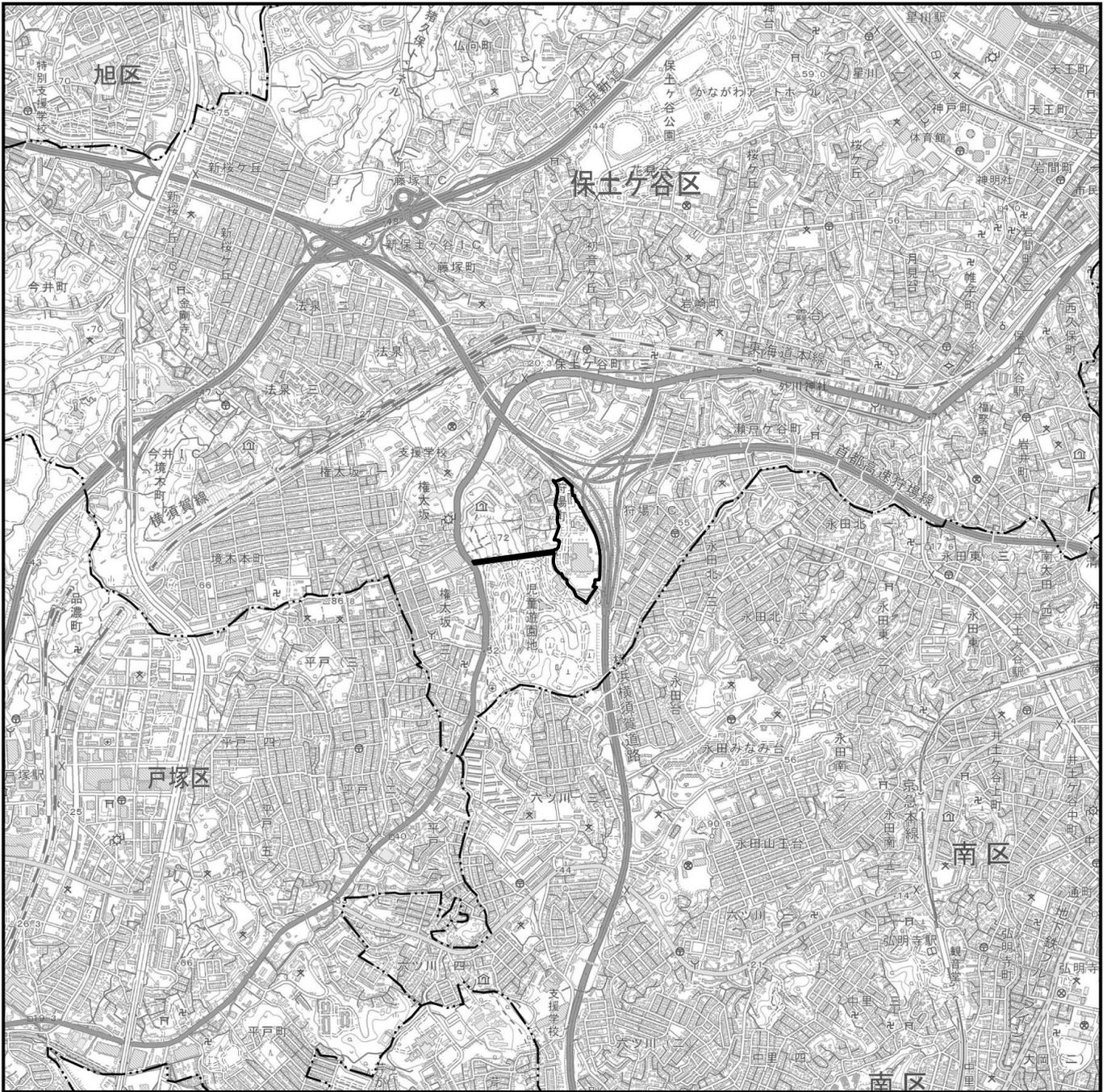
1.4 施設において処理する廃棄物の種類

計画施設において処理する廃棄物は、家庭系可燃ごみ、事業系可燃ごみ及び可燃性粗大ごみとする。

1.5 施設の処理能力

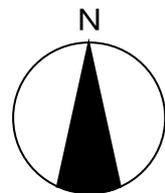
計画施設の焼却処理能力は、1,050t/日（350 t/日×3炉）とする。

また、可燃性粗大ごみ破碎機の処理能力は90 t /（5h×2基）、焼鉄破碎機の処理能力は10.1 t / 8h×1基とする。



凡 例

-  計画地
-  区界



1 : 25, 000



この地図は、国土地理院発行の電子地形図を使用したものである。

図1.2-1 計画地の位置

1.6 施設の処理方式

焼却処理方式は、全連続式ストーカ炉であり、処理フローは図 1.6-1に示すとおりである。

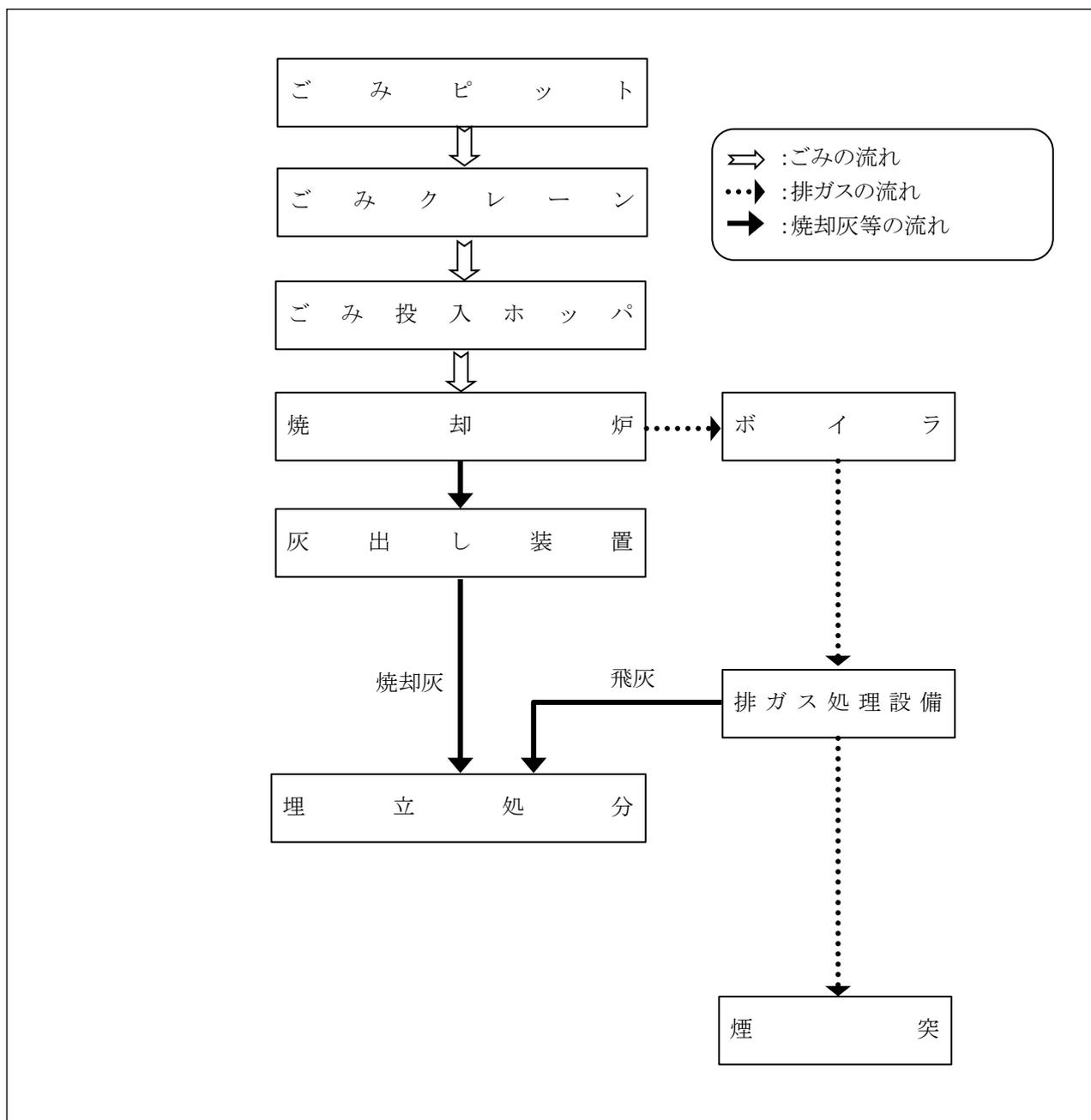


図 1.6-1 処理フロー

1.7 施設の構造及び設備

1.7.1 配置計画

施設の配置計画は、図 1.7-1に示すとおりである。

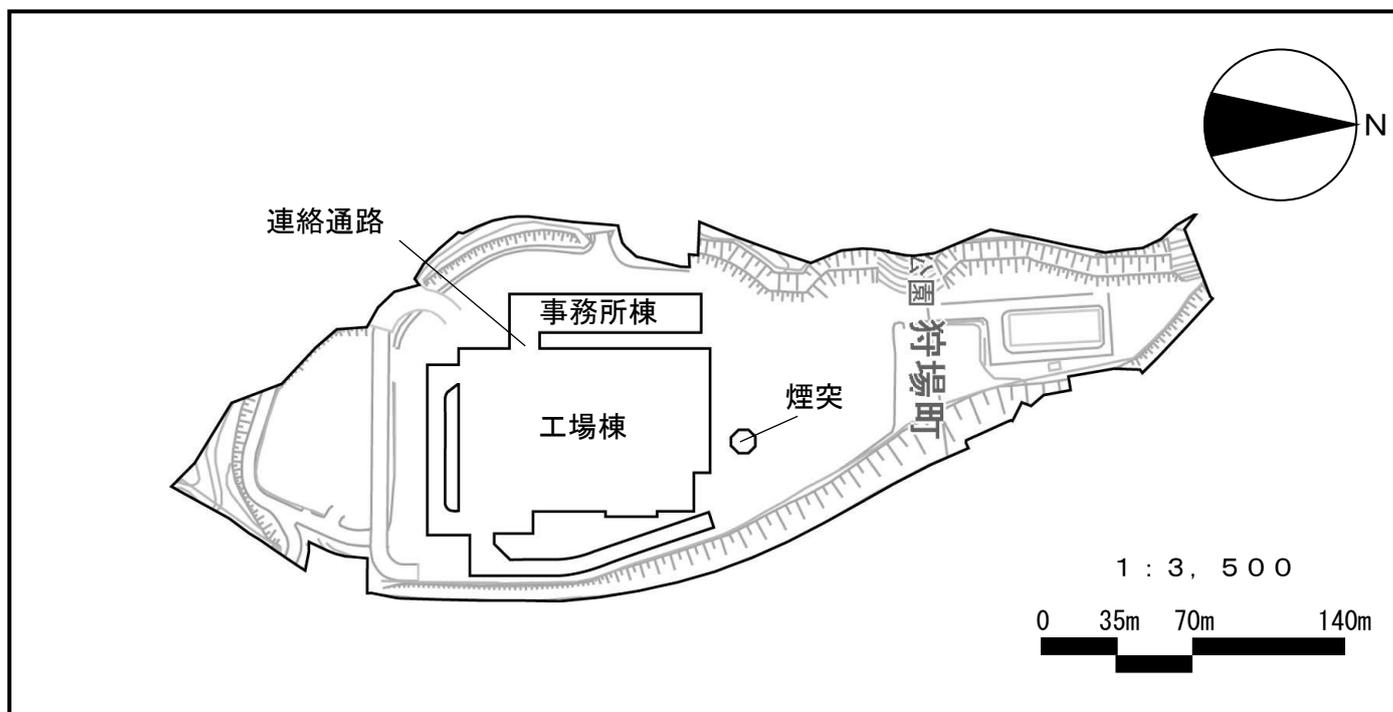


図 1.7-1 施設の配置

1.7.2 主要設備の概要

主要設備の概要は、表 1.7-1に示すとおりである。

表 1.7-1 主要設備の概要

項目	内容
受入供給設備	ごみ計量器、投入ステージ、ごみ投入扉、ごみピット、ごみクレーン、ごみピット消火装置、可燃性粗大ごみ破砕機
燃焼設備	助燃装置、ごみ投入ホッパ、給じん装置、焼却炉（ストーカ炉）、燃焼装置
燃焼ガス冷却設備	ボイラ、エコノマイザ、灰除去装置、脱気器、低圧蒸気復水器、排気復水タンク、復水タンク、純水装置、低圧給水加熱器、ポンプ類
排ガス処理設備	ろ過式集じん器、HCl・SO _x 除去装置、NO _x 除去装置、活性炭吹込装置、排ガス再加熱器
通風設備	押込送風機、二次押込送風機、誘引通風機、排ガス再循環送風機、空気予熱器、煙突
灰出設備	灰押出装置、灰搬出装置、磁選機、飛灰移送装置、飛灰貯槽、セメント貯槽、飛灰処理設備、処理物搬送装置、飛灰処理物貯留ピット、灰クレーン、焼鉄破砕機
給水設備	機器冷却水機器冷却水冷却塔、水槽類、ポンプ類
排水処理設備	排水貯槽、計量層、pH調整槽、薬品混合層、凝集沈殿槽、ろ過中間槽、再利用水槽、薬品貯槽、ポンプ類
余熱利用設備	蒸気タービン発電設備、蒸気だめ、熱利用設備

1.7.3 建築計画

計画施設の主な建築物等として、工場棟、事務所棟等及び煙突がある。

主な建築物の概要は、表 1.7-2に示すとおりである。

表 1.7-2 主な建築物等の概要

名称	建築面積 (m ²)	延床面積 (m ²)	構造	階数 (階)	高さ (m)
工場棟＋事務所棟＋連絡通路＋ランプウェイ	約 14,974	約 40,371	鉄骨鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造	地下1 地上7	地下5.35 地上53.1
煙突	—	—	鉄筋コンクリート造	—	地上115

1.8 公害防止計画

1.8.1 大気質

本施設から発生する排ガスは、表 1.8-1に示す値以下とする。

表 1.8-1 排ガスの基準

項目	単位	基準値 (酸素濃度 12%換算)	法規制値 (許容限度)
ばいじん	g/Nm ³	0.005	0.04
硫黄酸化物(SO _x)	ppm	15	K 値=1.17
窒素酸化物(NO _x)	ppm	30	250
塩化水素 (HCl)	ppm	15	430
ダイオキシン類	ng-TEQ/Nm ³	0.04	0.1
水銀	μg/Nm ³	30	30

1.8.2 騒音

本施設における騒音基準は、敷地境界において表 1.8-2のとおりとする。

表 1.8-2 騒音の基準 (敷地境界)

項目	時間区分	単位	基準値
騒音	朝 (6時~8時)	デシベル	50
	昼間 (8時~18時)	デシベル	55
	夕 (18時~23時)	デシベル	50
	夜間 (23時~翌6時)	デシベル	45

1.8.3 振動

本施設における振動基準は、敷地境界において表 1.8-3のとおりとする。

表 1.8-3 振動の基準 (敷地境界)

項目	時間区分	単位	基準値
振動	昼間 (8時~19時)	デシベル	60
	夜間 (19時~翌8時)	デシベル	55

1.8.4 悪臭

施設の稼働に伴って発生する悪臭は、敷地境界において表 1.8-4に示す値以下とする。

表 1.8-4 悪臭の基準（敷地境界）

項目	単位	基準値
アンモニア	ppm	1
メチルメルカプタン	ppm	0.002
硫化水素	ppm	0.02
硫化メチル	ppm	0.01
二硫化メチル	ppm	0.009
トリメチルアミン	ppm	0.005
アセトアルデヒド	ppm	0.05
プロピオンアルデヒド	ppm	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	ppm	0.009
イソブチルアルデヒド	ppm	0.02
ノルマルバレルアルデヒド	ppm	0.009
イソバレルアルデヒド	ppm	0.003
イソブタノール	ppm	0.9
酢酸エチル	ppm	3
メチルイソブチルケトン	ppm	1
トルエン	ppm	10
キシレン	ppm	1
スチレン	ppm	0.4
プロピオン酸	ppm	0.03
ノルマル酪酸	ppm	0.001
ノルマル吉草酸	ppm	0.0009
イソ吉草酸	ppm	0.001
臭気指数	—	10

1.9 環境保全計画

施設の供用時には、以下の環境保全のための措置を講じる計画である。

1.9.1 大気質

- ・法令等に比べて厳しい基準値を設定し、最新の技術を採用した設備の導入と運転管理によって基準値を順守することにより、大気汚染物質の排出による環境への負荷の低減を図る。
- ・排出ガスの常時監視、法規制に基づく定期的な測定を実施し、適正な管理を行う。
- ・ダイオキシン類対策として、燃焼温度、ガス滞留時間等の管理により安定燃焼の確保に努め、定期的な調査を実施して適正に管理する。
- ・廃棄物運搬車両の整備・点検を徹底する。

1.9.2 騒音・振動

- ・設備機器は低騒音・低振動型の機器を採用するとともに、建物内に設置する。
- ・騒音発生機器の設置場所は、必要に応じて内壁に吸音材を施工する等の対策を講じる。
- ・振動発生機器は、振動の伝播を防止するため独立基礎や防振装置を設ける等の対策を講じる。
- ・見学者・外来者が立ち入る見学者コースや各諸室については、十分に騒音及び振動防止対策を講じる。
- ・廃棄物運搬車両の整備・点検を徹底する。

1.9.3 悪臭

- ・建築物の密閉化、エアカーテン等の設置により臭気の漏洩を防止する。
- ・ごみピットや投入ステージ内は、常に負圧に保ち、臭気の外部への漏洩を防ぐとともに、吸引空気は、燃焼用空気を使用し臭気を高温で分解する。
- ・休炉時対応に脱臭装置を設置する。
- ・見学者・外来者が立ち入る見学者コースや各諸室については、十分に臭気防止対策を行う。